

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目2番8号

日比谷総合設備株式会社

代表取締役社長 西 村 善 治

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号
グランパーク プラザ4Fホール
(昨年と同じ建物ですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第52期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hibiya-eng.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の事業の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府や日本銀行による各種施策効果もあり、引き続き穏やかな回復基調で推移してまいりました。設備投資は企業収益が高水準で推移するなかで、緩やかな増加基調にあり、個人消費は雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しの動きが見られました。

建設業界におきましては、再開発事業や経済対策に伴う公共事業の増加を背景に、市況は堅調に推移いたしました。

このような状況のもとで当社グループは、2014年度よりスタートした「第5次中期経営計画」に則り、LCトータルソリューション営業を推進してまいりました。また、組織的な集約購買やグループの技術を活かした施工省力化と品質向上による競争力のある原価の構築、事故撲滅に向けた安全品質管理の推進、コンプライアンスの徹底やICT化推進による業務効率化等の経営基盤強化に取り組むなど、昨年7月のグループ創業50周年を機に更なる成長ステージへの飛躍を目指してまいりました。

その結果、受注高につきましては、前連結会計年度比0.6%増の773億65百万円となりました。

売上高につきましては、前連結会計年度比1.3%減の783億87百万円となりました。

利益につきましては、営業利益は前連結会計年度比20.0%増の56億8百万円、経常利益は前連結会計年度比10.0%増の69億76百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比12.2%増の52億7百万円となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

- ① 設備工事事業  
売上高は690億21百万円（前連結会計年度比2.4%減）、営業利益は48億97百万円（前連結会計年度比20.7%増）となりました。
- ② 設備機器販売事業  
売上高は60億90百万円（前連結会計年度比12.0%増）、営業利益は3億16百万円（前連結会計年度比43.1%増）となりました。
- ③ 設備機器製造事業  
売上高は32億75百万円（前連結会計年度比0.2%減）、営業利益は3億83百万円（前連結会計年度比1.6%減）となりました。

(2) セグメント別の受注高、売上高、繰越高

(単位：百万円)

| 区 分             | 前期繰越高  | 当期受注高  | 当期売上高  | 次期繰越高  |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 設 備 工 事 事 業     | 38,574 | 67,838 | 69,021 | 37,390 |
| 設 備 機 器 販 売 事 業 | —      | 6,090  | 6,090  | —      |
| 設 備 機 器 製 造 事 業 | 238    | 3,436  | 3,275  | 399    |
| 合 計             | 38,812 | 77,365 | 78,387 | 37,790 |

### (3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                    | 第 49 期<br>(平成25年度) | 第 50 期<br>(平成26年度) | 第 51 期<br>(平成27年度) | 第52期(当期)<br>(平成28年度) |
|----------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 受 注 高 (百万円)                            | 72,385             | 73,105             | 76,903             | 77,365               |
| 売 上 高 (百万円)                            | 69,466             | 71,329             | 79,401             | 78,387               |
| 経 常 利 益 (百万円)                          | 2,886              | 3,059              | 6,344              | 6,976                |
| 親 会 社 株 主 に<br>帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円) | 2,215              | 2,630              | 4,641              | 5,207                |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)                | 72.78              | 87.62              | 156.88             | 178.49               |
| 総 資 産 (百万円)                            | 83,531             | 84,725             | 91,900             | 93,661               |
| 純 資 産 (百万円)                            | 57,068             | 58,939             | 59,947             | 63,719               |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)                  | 1,828.81           | 1,912.49           | 1,966.69           | 2,117.40             |

#### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                     | 第 49 期<br>(平成25年度) | 第 50 期<br>(平成26年度) | 第 51 期<br>(平成27年度) | 第52期(当期)<br>(平成28年度) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 受 注 高 (百万円)             | 63,261             | 64,996             | 67,594             | 67,197               |
| 売 上 高 (百万円)             | 60,794             | 62,572             | 70,185             | 68,449               |
| 経 常 利 益 (百万円)           | 2,019              | 1,923              | 4,510              | 5,221                |
| 当 期 純 利 益 (百万円)         | 1,323              | 1,801              | 3,167              | 3,915                |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 43.22              | 59.65              | 106.37             | 133.34               |
| 総 資 産 (百万円)             | 58,591             | 59,542             | 64,242             | 63,449               |
| 純 資 産 (百万円)             | 36,106             | 36,790             | 36,659             | 38,623               |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | 1,183.90           | 1,223.31           | 1,235.12           | 1,320.20             |

#### (4) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

#### (5) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (6) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

特記すべき事項はありません。

## (7) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府の大型経済対策による財政支出などを背景に、景気は穏やかな回復基調で推移すると見込まれるものの、海外経済の動向に関する不確実性など、先行き不透明な状況にあります。

建設業界におきましては、底堅い民間設備投資をはじめ、東京五輪への期待や防災・減災意識の高まり等から、引き続き堅調に推移すると予測されます。一方、国や業界団体が「働き方改革」「ICTの活用による生産性向上」の実現に向けた取り組みを主導的に提唱しており、建設業界にも大きな変革が求められております。

このような状況のもと、当社グループは、2017年度を初年度とし、2019年度までの3年間の事業運営に関する「第6次中期経営計画」を策定いたしました。

本中期経営計画は、「長期的かつ安定的な事業の継続と発展を目指した“企業体質変革の定着と強化”」を基本方針とし、以下の2点を基本戦略としております。

第1に、担い手を確保できる魅力ある企業グループづくりに向けた人財への積極的な投資、ICTの徹底活用による業務改革の実現とマネジメントの強化を目指す「人財とICTへの投資による働き方改革」、第2に、営業・エンジニアリングサービスが一体となったストックビジネスの充実・拡大、グループ連携や他社とのアライアンスによるサービスモデルの構築を目指す「LCトータルソリューションの高度化」であります。

また、コンプライアンスの徹底やリスク管理体制の整備、資本効率の向上と株主還元の拡充等のステークホルダーへの貢献にも取り組んでまいります。

なお、第6次中期経営計画の各年度（2017年度～2019年度）を通じての連結業績目標は、売上高750億円以上、営業利益40億円以上、経常利益50億円以上、親会社株主に帰属する当期純利益30億円以上、ROE5.0%以上、8.0%の継続的な達成を目指しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (8) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社の日比谷通商株式会社、ニッケイ株式会社、H I Tエンジニアリング株式会社及び持分法適用関連会社の日本メックス株式会社に構成され、空調設備、衛生設備、電気設備等の計画、設計、監督並びに施工を行う設備工事事業と、これら設備工事に係る機器の販売等を行う設備機器販売事業、並びに設備工事に係る機器の製造等を行う設備機器製造事業を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

### ① 設備工事事業

当社は、総合設備工事業を営んでおり、連結子会社であるH I Tエンジニアリング株式会社は、生産設備等の設計・施工・保守管理を行っております。さらに、持分法適用関連会社である日本メックス株式会社は、建物全体の保守・維持管理と工事の中で設備工事の施工も行っております。

### ② 設備機器販売事業

連結子会社である日比谷通商株式会社が設備機器の販売及びメンテナンスを行っております。

### ③ 設備機器製造事業

連結子会社であるニッケイ株式会社が設備機器の製造及び販売を行っております。

## (9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業の種類別セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|----------------|---------|
| 設備工事事業         | 734     |
| 設備機器販売事業       | 56      |
| 設備機器製造事業       | 78      |
| 合計             | 868     |

(注) 従業員数は就業人員であります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数(名) | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|--------|-------|--------|
| 716     | 17名増   | 44.2歳 | 18.0年  |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数は社員及び常勤顧問、常勤嘱託の員数で、非常勤顧問等6名、臨時雇用者2名は含まれておりません。

## (10) 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主な事業内容             |
|-----------------|-------|----------|--------------------|
| 日比谷通商株式会社       | 75百万円 | 73.67%   | 建築設備機器類の販売及びメンテナンス |
| ニッケイ株式会社        | 78百万円 | 48.08%   | 建築設備機器類の製造及び販売     |
| HITエンゾーアリアン株式会社 | 20百万円 | 100.00%  | 生産設備等の設計・施工・保守管理   |

## (11) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

### ① 当社の主要な事業所

本社 東京都港区芝浦四丁目2番8号  
東京本店 東京都港区芝浦三丁目4番1号  
支店 北海道支店（札幌市） 東北支店（仙台市）  
横浜支店（横浜市） 東海支店（名古屋市）  
北陸支店（金沢市） 関西支店（大阪市）  
四国支店（松山市） 中国支店（広島市）  
九州支店（福岡市）

### ② 子会社の主要な事業所

日比谷通商株式会社 本社：東京都港区  
ニッケイ株式会社 本社：東京都品川区  
HITエンゾーアリアン株式会社 本社：富山県富山市

## 2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

### (1) 株式数及び株主数

|             |             |        |
|-------------|-------------|--------|
| 発行可能株式総数    | 発行済株式の総数    | 株主数    |
| 96,500,000株 | 31,000,309株 | 2,685名 |

### (2) 大株主（上位10名）

| 株主名                                        | 持株数        | 持株比率  |
|--------------------------------------------|------------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                  | 1,499,700株 | 5.15% |
| エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社                           | 1,371,000  | 4.71  |
| 日比谷総合設備取引先持株会                              | 1,296,760  | 4.45  |
| 住友不動産株式会社                                  | 979,200    | 3.36  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(退職給付信託口・株式会社百十四銀行口) | 900,000    | 3.09  |
| 株式会社三井住友銀行                                 | 853,996    | 2.93  |
| 一般社団法人電気通信共済会                              | 838,648    | 2.88  |
| 第一生命保険株式会社                                 | 818,000    | 2.81  |
| 株式会社りそな銀行                                  | 601,916    | 2.07  |
| 共立建設株式会社                                   | 594,237    | 2.04  |

(注) 持株比率は、自己株式1,881,980株を控除して計算しております。

### (3) その他株式に関する重要な事項

定款授權に基づく取締役会決議による自己株式の取得

普通株式 462,200株

取得価額の総額 759百万円

取得を必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。



### 3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成29年3月31日現在）

|                        |                                                |                                                |
|------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 名 称                    | 第3回新株予約権                                       | 第4回新株予約権                                       |
| 発行決議日                  | 平成21年8月11日                                     | 平成22年6月29日                                     |
| 新株予約権の数                | 59個                                            | 180個                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 5,900株<br>(新株予約権1個につき 100株)               | 普通株式 18,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)              |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                           | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                  | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                  |
| 権利行使期間                 | 平成21年10月2日から<br>平成51年10月1日まで                   | 平成22年7月27日から<br>平成52年7月26日まで                   |
| 行使の条件                  | (注) 1                                          | (注) 2                                          |
| 取締役の保有状況<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数： 59個<br>目的となる株式数： 5,900株<br>保有者数： 2人   | 新株予約権の数： 180個<br>目的となる株式数： 18,000株<br>保有者数： 4人 |
| 名 称                    | 第5回新株予約権                                       | 第6回新株予約権                                       |
| 発行決議日                  | 平成23年6月29日                                     | 平成24年6月28日                                     |
| 新株予約権の数                | 205個                                           | 196個                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 20,500株<br>(新株予約権1個につき 100株)              | 普通株式 19,600株<br>(新株予約権1個につき 100株)              |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                           | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                  | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                  |
| 権利行使期間                 | 平成23年8月9日から<br>平成53年8月8日まで                     | 平成24年7月24日から<br>平成54年7月23日まで                   |
| 行使の条件                  | (注) 3                                          | (注) 4                                          |
| 取締役の保有状況<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数： 205個<br>目的となる株式数： 20,500株<br>保有者数： 5人 | 新株予約権の数： 196個<br>目的となる株式数： 19,600株<br>保有者数： 6人 |

|                        |                                                |                                                |
|------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 名 称                    | 第7回新株予約権                                       | 第8回新株予約権                                       |
| 発行決議日                  | 平成25年6月28日                                     | 平成26年6月27日                                     |
| 新株予約権の数                | 182個                                           | 118個                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 18,200株<br>(新株予約権1個につき100株)               | 普通株式 11,800株<br>(新株予約権1個につき100株)               |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                           | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                  | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                  |
| 権利行使期間                 | 平成25年7月23日から<br>平成55年7月22日まで                   | 平成26年7月23日から<br>平成56年7月22日まで                   |
| 行使の条件                  | (注) 5                                          | (注) 6                                          |
| 取締役の保有状況<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数: 182個<br>目的となる株式数: 18,200株<br>保有者数: 7人 | 新株予約権の数: 118個<br>目的となる株式数: 11,800株<br>保有者数: 7人 |
| 名 称                    | 第9回新株予約権                                       | 第10回新株予約権                                      |
| 発行決議日                  | 平成27年6月26日                                     | 平成28年6月29日                                     |
| 新株予約権の数                | 149個                                           | 178個                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 14,900株<br>(新株予約権1個につき100株)               | 普通株式 17,800株<br>(新株予約権1個につき100株)               |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                           | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                  | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                  |
| 権利行使期間                 | 平成27年7月22日から<br>平成57年7月21日まで                   | 平成28年7月26日から<br>平成58年7月25日まで                   |
| 行使の条件                  | (注) 7                                          | (注) 8                                          |
| 取締役の保有状況<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数: 149個<br>目的となる株式数: 14,900株<br>保有者数: 7人 | 新株予約権の数: 178個<br>目的となる株式数: 17,800株<br>保有者数: 8人 |

- (注) 1. 新株予約権者は、平成21年10月2日から平成51年10月1日までの期間内において、当社の取締役、執行役員等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
2. 新株予約権者は、平成22年7月27日から平成52年7月26日までの期間内において、当社の取締役、執行役員等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
3. 新株予約権者は、平成23年8月9日から平成53年8月8日までの期間内において、当社の取締役、執行役員等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
4. 新株予約権者は、平成24年7月24日から平成54年7月23日までの期間内において、当社の取締役、執行役員等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
5. 新株予約権者は、平成25年7月23日から平成55年7月22日までの期間内において、当社の取締役、執行役員等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
6. 新株予約権者は、平成26年7月23日から平成56年7月22日までの期間内において、当社の取締役、執行役員等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
7. 新株予約権者は、平成27年7月22日から平成57年7月21日までの期間内において、当社の取締役、執行役員等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
8. 新株予約権者は、平成28年7月26日から平成58年7月25日までの期間内において、当社の取締役、執行役員等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

|                                             |                                                 |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 名 称                                         | 第10回新株予約権                                       |
| 発 行 決 議 日                                   | 平成28年6月29日                                      |
| 新 株 予 約 権 の 数                               | 142個                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                          | 普通株式 14,200株<br>(新株予約権1個につき 100株)               |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                            |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                   |
| 権 利 行 使 期 間                                 | 平成28年7月26日から<br>平成58年7月25日まで                    |
| 行 使 の 条 件                                   | (注)                                             |
| 当 社 執 行 役 員 へ の 交 付 状 況<br>( 取 締 役 を 除 く )  | 新株予約権の数： 142個<br>目的となる株式数： 14,200株<br>交付者数： 14人 |

(注) 新株予約権者は、平成28年7月26日から平成58年7月25日までの期間内において、当社の取締役、執行役員等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                            |
|-----------|---------|-----------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 西 村 善 治 | 社長執行役員                                  |
| 代表取締役副社長  | 豊 田 茂   | 副社長執行役員 管理本部<br>審査室<br>CSR推進室 担当        |
| 取 締 役     | 蒲 池 哲 也 | 常務執行役員 管理本部長                            |
| 取 締 役     | 下 田 敬 介 | 常務執行役員 西日本事業推進本部長<br>関西支店長              |
| 取 締 役     | 實 川 博 史 | 常務執行役員 東京本店長<br>東京本店NTT本部長              |
| 取 締 役     | 尾 倉 史 晃 | 上席執行役員 エンジニアリングサービス統括本部長<br>東京本店調達戦略本部長 |
| 取 締 役     | 山 内 祐 治 | 上席執行役員 LC営業統括本部長<br>東京本店都市設備本部長         |
| 取 締 役     | 野 村 春 紀 | 相談役                                     |
| 取 締 役     | 楠 美 憲 章 | 山一電機株式会社社外取締役                           |
| 取 締 役     | 渥 美 博 夫 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業代表弁護士                  |
| 常 勤 監 査 役 | 桑 原 亨 二 |                                         |
| 監 査 役     | 辰 村 裕 司 |                                         |
| 監 査 役     | 伊 藤 晶   | 公認会計士伊藤晶事務所                             |
| 監 査 役     | 中 村 昌 光 |                                         |

- (注) 1. 取締役楠美憲章氏、渥美博夫氏は社外取締役であります。
2. 監査役桑原亨二氏、同辰村裕司氏、同伊藤 晶氏は社外監査役であります。
3. 監査役桑原亨二氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役伊藤 晶氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役楠美憲章氏、渥美博夫氏及び監査役桑原亨二氏、伊藤 晶氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況                 |
|------|------------|------|-------------------------------------|
| 野原孝之 | 平成28年6月29日 | 任期満了 | 取締役<br>常務執行役員東京本店長<br>東京本店N T T 本部長 |
| 伊藤伸一 | 平成28年6月29日 | 任期満了 | 取締役<br>上席執行役員E & S ビジネス推進本部長        |

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分               | 支給人員        | 報酬等の総額           |
|------------------|-------------|------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 12名<br>(2名) | 246百万円<br>(9百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)  | 25百万円<br>(21百万円) |
| 合計               | 16名         | 272百万円           |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額220百万円以内（執行役員兼務取締役の執行役員分の給与を含む。）と決議しており、その枠に対応した支給額は218百万円であります。
2. 平成21年6月26日開催の第44回定時株主総会において、上記1.とは別枠で株式報酬型ストックオプションのための報酬等の限度額として、年額40百万円以内と決議しており、その枠に対応した支給額は取締役8名に対し26百万円であります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。
4. 上記には当事業年度中に退任した取締役2名が含まれております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況、社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該法人等との関係

| 区 分   | 氏 名     | 重要な兼職の状況               | 当 社 と の 関 係  |
|-------|---------|------------------------|--------------|
| 社外取締役 | 楠 美 憲 章 | 山一電機株式会社社外取締役          | 特別の関係はありません。 |
| 社外取締役 | 渥 美 博 夫 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業代表弁護士 | 特別の関係はありません。 |
| 社外監査役 | 伊 藤 晶   | 公認会計士伊藤晶事務所            | 特別の関係はありません。 |

- ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                       |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 楠 美 憲 章 | 当事業年度中に開催の取締役会13回のうち、13回に出席しており、当社の経営に対し、適宜有益な意見を述べております。                         |
| 社 外 取 締 役 | 渥 美 博 夫 | 当事業年度中に開催の取締役会13回のうち、13回に出席しており、当社の経営に対し、適宜有益な意見を述べております。                         |
| 社 外 監 査 役 | 桑 原 亨 二 | 当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席しており、常勤監査役として適宜質問を行い、意見を述べております。          |
| 社 外 監 査 役 | 辰 村 裕 司 | 当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席しており、他企業の経営経験者としての知見から適宜質問を行い、意見を述べております。 |
| 社 外 監 査 役 | 伊 藤 晶   | 当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席しており、公認会計士としての見地から適宜質問を行い、意見を述べております。     |

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 45百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

### (1) 当社及び子会社の取締役・使用人等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制にかかる規定を制定し、役員及び従業員が法令・定款及び当社の行動指針を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び従業員に教育を行う。考査室は総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義ある行為について役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として「日比谷ホットライン」を活用する。
- ② 反社会的勢力からの不当な要求に対しては組織として毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、取引先との契約時におけるリスク回避のための「受注審査基準」、投資案件を審議する「投資等事前審議会」、資金運用を安全に実施するための「資金運用基準」、職場のセクハラ・パワハラ防止のための「ヘルプライン」、その他「インサイダー取引規程」等を設けリスク対策を講じている。今後は、これら施策を充実するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則等を制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。当社内の横断的リスク状況の監視及び全社対応は総務部及び考査室が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

### (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 業務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、コーポレートガバナンスの理念に基づく取締役会規程、組織規程、責任規程を定める。
- ② 執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく年度事業計画の策定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施

- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績の検討と改善策の実施
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 各子会社の内部統制を担当する部署を企画部及び経理部とし、他の内部統制主管部と連携し各子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に必要な各子会社への指導・支援を実施する。
  - ② 当社取締役、本・支店長及び各子会社の社長は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ③ 当社の考査室は、当社及び各子会社の内部監査を実施し、その結果を企画部及び経理部の担当取締役及び監査役に報告し、企画部及び経理部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人等を置くことを求めた場合における当該使用人等に関する体制並びにその使用人等の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の下に監査役室を置き、監査役の職務を補助すべき従業員を配置する。
  - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について報告するものとする。重要事項にはコンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項、その他内部統制に関する事項及び「日比谷ホットライン」による通報の状況を含むこととする。
  - ② 取締役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合は速やかに監査役会に報告することとする。
  - ③ 監査役へ報告したことを理由として報告者に対し、不利益となる取扱いを行わない。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
  - ② 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
  - ③ 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### (1) コンプライアンス及びリスク管理体制

当社グループは、社員就業規則、グループビジョン並びに倫理行動基準を社内ホームページ等に掲載し、常時閲覧できるようにしております。

また、内部統制基本方針に基づく事業年度毎のコンプライアンス活動やコンプライアンス活動に係る研修の実施・計画等について、定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。

リスク管理については、各規程の整備で対応するとともに、管理本部を設置し、横断的なリスク管理体制を整備しており、また、日比谷ホットラインなどのグループ全体の内部通報制度の充実等により未然の防止についても対応しております。

### (2) 業務執行の適正性や効率性の向上

当社は、「取締役会規程」に基づく取締役会による決議の他、業務執行上の重要事項の審議、事業戦略の策定、事業運営制度の検討などを行うため、経営会議を開催するとともに、「組織規程」、「責任規程」に基づき、迅速で適切な意思決定に努めております。

### (3) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「グループ会社管理規程」、「グループ会社協定書」、「グループ会社経営会議」等に基づき、グループ会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従って審議される体制を維持しております。

### (4) 監査役が実効的に行われることの確保等

常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行っております。

また、監査役会は、会計監査人、考査室との連携を図るとともに、代表取締役や社外取締役との意見交換会を定期的に開催するなど、監査の実効性を高めております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,229	流動負債	28,974
現金及び預金	11,345	支払手形・工事未払金等	20,826
受取手形・完成工事未収入金等	41,102	リース債務	7
有価証券	968	未払法人税等	2,115
未成工事支出金等	711	未成工事受入金	157
繰延税金資産	1,304	賞与引当金	3,015
その他	812	完成工事補償引当金	53
貸倒引当金	△17	工事損失引当金	315
固定資産	37,432	資産除去債務	136
有形固定資産	646	その他	2,346
建物及び構築物	432	固定負債	967
土地	93	リース債務	17
リース資産	22	繰延税金負債	582
その他	97	退職給付に係る負債	340
無形固定資産	181	資産除去債務	12
投資その他の資産	36,604	その他	15
投資有価証券	32,227	負債合計	29,942
長期貸付金	32	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	69	株主資本	58,352
繰延税金資産	46	資本金	5,753
保険積立金	1,618	資本剰余金	5,931
匿名組合出資金	1,722	利益剰余金	49,292
その他	917	自己株式	△2,624
貸倒引当金	△29	その他の包括利益累計額	2,898
資産合計	93,661	その他有価証券評価差額金	3,342
		繰延ヘッジ損益	0
		退職給付に係る調整累計額	△444
		新株予約権	181
		非支配株主持分	2,287
		純資産合計	63,719
		負債純資産合計	93,661

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		78,387
売 上 原 価		64,342
売 上 総 利 益		14,045
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,436
営 業 利 益		5,608
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	58	
受 取 配 当 金	182	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	998	
そ の 他	138	1,377
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
そ の 他	7	9
経 常 利 益		6,976
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	254	254
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,231
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,105	
法 人 税 等 調 整 額	△270	1,834
当 期 純 利 益		5,396
非支配株主に帰属する当期純利益		189
親会社株主に帰属する当期純利益		5,207

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	5,753	5,931	45,425	△1,909	55,200
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,325		△1,325
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,207		5,207
自己株式の取得				△760	△760
自己株式の処分			△14	44	30
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(視額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	3,867	△715	3,151
当連結会計年度末残高	5,753	5,931	49,292	△2,624	58,352

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	3,094	0	△557	2,537	162	2,045	59,947
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△1,325
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,207
自己株式の取得							△760
自己株式の処分							30
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(視額)	248	△0	112	360	18	241	620
当連結会計年度変動額合計	248	△0	112	360	18	241	3,772
当連結会計年度末残高	3,342	0	△444	2,898	181	2,287	63,719

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社（3社）を連結しております。

連結子会社名	日比谷通商株式会社
	ニッケイ株式会社
	H I Tエンジニアリング株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社（1社）に関する投資について、持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社名	日本メックス株式会社
持分法非適用の関連会社名	岐阜大学総合研究棟S P C株式会社
	三条ユニバーシティハウス株式会社
	イー・エス遠州の森株式会社

上記の持分法非適用の関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………総平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

未成工事支出金等……………未成工事支出金の評価は個別法による原価法によっております。また、連結子会社の製品、仕掛品については個別法もしくは総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっており、原材料については最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えて、支給見込額基準相当額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金……………完成工事に対する瑕疵担保補償の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の見込を加味して計上しております。

④ 工事損失引当金……………受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

……………退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

……………過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

……………一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上方法

売上高及び売上原価の計上基準……………売上高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度より適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 未成工事支出金等の内訳

未成工事支出金	160百万円
商品及び製品	283百万円
仕掛品	37百万円
原材料	229百万円
計	711百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,004百万円

3. 関連会社に対するもの

投資有価証券（株式） 19,135百万円

連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 309百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	31,000,309	—	—	31,000,309

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	1,642,000	462,671	32,000	2,072,671

(注) 1 増加は、自己株式の取得による増加462,200株、単元未満株式の買取による増加471株であります。

2 減少は、ストック・オプションの行使による減少32,000株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	590	20.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	734	25.00	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月29日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	727	25.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

4. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・ オプション としての 新株予約権	—	—	—	—	—	181

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、手元流動性より運転資金及び新たな事業投資、政策投資資金を控除した余裕資金の範囲内で資金運用を行っております。

デリバティブ取引は積極的に投機目的で行うものではなく、十分なシミュレーションを行ったうえリスク管理が可能な範囲においての金融資産の効率運用に限り利用する場合があります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に関するリスク

当社グループの保有する営業債権（受取手形・完成工事未収入金等）は、債務者の財務状態が悪化することによって債権の回収ができない状態になる信用リスクにさらされております。また、外貨建営業債権及び外貨建営業債務は、為替の変動リスクにさらされておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

当社グループでは、主として事業上の政策投資を目的とした、有価証券、投資有価証券及びその他投資等を保有しております。これらの有価証券等は信用リスクに加え、金利・為替・市場価格等の変化により損失を被る市場リスクにさらされております。

デリバティブ取引は、主に外貨建営業債権及び外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、営業債権については営業管理規程に従い、取引の開始に当たっては取引先の信用情報入手分析すること、信用状況に応じて受注審査協議の決裁を得ること等により受注段階における信用リスクの管理を行うとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の営業管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券等のうち、債券については格付けの高い債券のみを保有対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券等は、安全性を基本とした資金運用基準に従い、財務部で格付け及び利回り、リスク内容等を検討したうえ、決裁権限者による承認を得るとともに、月次にて取引実績、時価情報等を報告しております。また、四半期毎に運用実績及びリスクの状況等を経営会議に報告するものとしております。

なお、期限の定めのある債券以外のものについては、取引先との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2.を参照ください。）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)現金及び預金	11,345	11,345	—
(2)受取手形・完成工事未収入金等	41,102	41,102	—
(3)有価証券及び投資有価証券	12,597	12,597	—
資産計	65,045	65,045	—
支払手形・工事未払金等	20,826	20,826	—
負債計	20,826	20,826	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*1）	20,599
匿名組合出資金（*2）	1,722

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（*2）匿名組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,345	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	41,005	97	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1)社債	400	—	—	500
(2)その他	500	2,100	—	—
匿名組合出資金	—	1,722	500	—
合計	53,251	3,420	500	500

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,117円40銭
1株当たり当期純利益	178円49銭

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	46,211	流 動 負 債	24,416
現金及び預金	7,540	支 払 手 形	370
受 取 手 形	406	工 事 未 払 金	16,612
完成工事未収入金	35,307	リ ー ス 債 務	7
有 価 証 券	968	未 払 金	70
未成工事支出金	121	未 払 費 用	285
繰延税金資産	1,176	未 払 法 人 税 等	1,892
未 収 入 金	556	未 成 工 事 受 入 金	157
そ の 他	135	預 り 金	40
貸倒引当金	△1	賞 与 引 当 金	2,727
固 定 資 産	17,238	完成工事補償引当金	53
有 形 固 定 資 産	580	工 事 損 失 引 当 金	315
建 物	402	資 産 除 去 債 務	136
構 築 物	0	そ の 他	1,745
工具、器具及び備品	61	固 定 負 債	409
土 地	93	リ ー ス 債 務	17
リ ー ス 資 産	22	繰 延 税 金 負 債	303
無 形 固 定 資 産	154	退 職 給 付 引 当 金	72
ソ フ ト ウ ェ ア	136	資 産 除 去 債 務	12
電 話 加 入 権	17	そ の 他	3
投資その他の資産	16,503	負 債 合 計	24,826
投資有価証券	11,589	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	421	株 主 資 本	35,838
関係会社長期貸付金	31	資 本 金	5,753
破産更生債権等	15	資 本 剰 余 金	5,931
前払年金費用	430	資 本 準 備 金	5,931
差入保証金	678	利 益 剰 余 金	26,765
保険積立金	1,601	利 益 準 備 金	1,270
匿名組合出資金	1,722	そ の 他 利 益 剰 余 金	
そ の 他	37	土 地 圧 縮 積 立 金	1
貸倒引当金	△26	配 当 準 備 積 立 金	320
資 産 合 計	63,449	別 途 積 立 金	18,370
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,803
		自 己 株 式	△2,612
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,603
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,602
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		新 株 予 約 権	181
		純 資 産 合 計	38,623
		負 債 純 資 産 合 計	63,449

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		68,449
売 上 原 価		56,873
売 上 総 利 益		11,576
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,718
営 業 利 益		4,858
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	57	
受 取 配 当 金	184	
そ の 他	138	380
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
そ の 他	15	17
経 常 利 益		5,221
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	254	254
税 引 前 当 期 純 利 益		5,476
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,811	
法 人 税 等 調 整 額	△251	1,560
当 期 純 利 益		3,915

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 金		利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
					土 地 圧 縮 積 立 金	配 当 準 備 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	5,753	5,931	5,931	1,270	1	320	18,370	4,228	24,190
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△1,325	△1,325
当期純利益								3,915	3,915
自己株式の取得									
自己株式の処分								△14	△14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	2,575	2,575
当 期 末 残 高	5,753	5,931	5,931	1,270	1	320	18,370	6,803	26,765

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△1,896	33,978	2,517	0	2,517	162	36,659
当 期 変 動 額							
剰余金の配当		△1,325					△1,325
当期純利益		3,915					3,915
自己株式の取得	△760	△760					△760
自己株式の処分	44	30					30
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			85	△0	85	18	103
当期変動額合計	△715	1,860	85	△0	85	18	1,963
当 期 末 残 高	△2,612	35,838	2,602	0	2,603	181	38,623

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………総平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えて、支給見込額基準相当額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金……………完成工事に対する瑕疵担保補償の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の見込を加味して計上しております。

- (4) 工事損失引当金……………受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
……………過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準
売上高及び売上原価の計上基準……………売上高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度より適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,475百万円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	136百万円
短期金銭債務	2,063百万円
長期金銭債権	31百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	329百万円
仕入高	5,662百万円
その他の営業取引高	146百万円
営業取引以外の取引高	26百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	1,451,309	462,671	32,000	1,881,980

(注) 1 増加は、自己株式の取得による増加462,200株、単元未満株式の買回による増加471株であります。

2 減少は、ストック・オプションの行使による減少32,000株であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
有価証券評価損	199
未払事業税等	114
賞与引当金	841
工事損失引当金	97
退職給付引当金	514
その他有価証券評価差額金	4
その他	425
<hr/>	
繰延税金資産小計	2,198
評価性引当額	△365
<hr/>	
繰延税金資産合計	1,833
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△922
その他	△37
<hr/>	
繰延税金負債合計	△960
<hr/>	
繰延税金資産の純額	872

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	%
法定実効税率	30.9
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.4
永久に益金に算入されない項目	△0.3
住民税均等割	0.7
所得拡大促進税制税額控除	△2.6
その他	△0.6
<hr/>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日比谷通商 株式会社	(資本金) 75	設備機器 販売事業	直接73.7	設備機器 の仕入	設備機器 の仕入等	4,419	工事未払金	1,648

(注) 1 基本契約に基づき、価格条件は価格交渉の上決定し、決済条件は一般取引先と同様としております。

2 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,320円20銭
1株当たり当期純利益	133円34銭

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

日比谷総合設備株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 縄 田 直 治 ㊟
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 野 研 司 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日比谷総合設備株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月11日

日比谷総合設備株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 縄 田 直 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 野 研 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、考査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

日比谷総合設備株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 桑 原 亨 二 ⑩

監査役(社外監査役) 辰 村 裕 司 ⑩

監査役(社外監査役) 伊 藤 晶 ⑩

監査役 中 村 昌 光 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち連結業績を考慮しながら、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は727,958,225円となります。

また、当社は中間配当金として1株につき25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	にし むら よし はる 西 村 善 治 (昭和29年3月27日生)	昭和51年4月 日本電信電話公社入社 平成11年7月 日本電信電話㈱第一部門担当部長 平成12年7月 東日本電信電話㈱総務部不動産 企画室長 平成16年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発㈱開 発推進部部長 平成17年6月 同社取締役経営企画部長 平成20年6月 同社取締役開発推進部長 平成22年6月 同社常務取締役開発推進部長 平成24年6月 同社常務取締役ビル事業本部長 平成25年6月 同社代表取締役副社長 平成28年6月 当社代表取締役社長 社長執行 役員 現在に至る	6,598株
2	とよ だ しげる 豊 田 茂 (昭和30年9月27日生)	昭和53年4月 日本電信電話公社入社 平成6年7月 日本電信電話㈱東海支社経営企 画部長 平成11年7月 同社第四部門担当部長 平成16年7月 東日本電信電話㈱財務部長 平成19年6月 同社取締役神奈川支店長 平成22年6月 当社代表取締役副社長 副社長 執行役員 現在に至る	18,399株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	かま ち てつ や 蒲 池 哲 也 (昭和30年11月21日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年6月 当社統括本部経理部長 平成14年12月 当社財務部長 平成18年6月 当社執行役員財務部長 平成20年6月 当社執行役員財務部長兼業務ソ リューション部長 平成21年6月 当社執行役員企画部長兼業務ソ リューション部長 平成22年6月 当社取締役執行役員企画部長兼 業務ソリューション部長 平成23年6月 当社取締役執行役員企画部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員企画部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員管理本 部長兼管理本部企画部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員管理本 部長 現在に至る	14,893株
4	しも だ けい すけ 下 田 敬 介 (昭和29年11月27日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年4月 当社大阪支店工事統括部第1工 事部長 平成21年11月 当社大阪支店工事部門長 平成22年6月 当社東京本店N T T本部工事部 門長 平成23年6月 当社執行役員東京本店N T T本 部副本部長兼工事部門長 平成24年6月 当社取締役執行役員大阪支店長 兼西日本事業推進本部長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員大阪支 店長兼西日本事業推進本部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員西日本 事業推進本部長兼大阪支店長 平成28年9月 当社取締役常務執行役員西日本 事業推進本部長兼関西支店長 現在に至る	10,008株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	じつ かわ ひろ し 實 川 博 史 (昭和32年4月27日生)	昭和57年4月 日本電信電話公社入社 平成23年9月 ㈱エヌ・ティ・ティ ファシリティーズ営業本部副本部長 平成25年4月 当社入社、東京本店N T T本部副本部長 平成25年6月 当社執行役員東京本店エンジニアリング本部長兼N T T本部副本部長 平成26年6月 当社上席執行役員技術統括部長兼東京本店エンジニアリング本部長 平成27年6月 当社取締役上席執行役員技術統括部長兼東京本店エンジニアリング本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員東京本店長兼東京本店N T T本部長 現在に至る	7,836株
6	やま うち ゆう じ 山 内 祐 治 (昭和32年5月28日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年7月 当社東京本店N T T本部営業部門第2営業部長 平成23年7月 当社営業統括部長 平成24年6月 当社執行役員営業統括部長 平成26年6月 当社上席執行役員営業統括部長 平成27年6月 当社取締役上席執行役員営業統括部長兼東京本店都市設備本部長 平成28年6月 当社取締役上席執行役員L C営業統括本部長兼東京本店都市設備本部長 現在に至る	7,150株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
7	くす み けん しょう 楠 美 憲 章 (昭和15年2月1日生)	昭和38年4月 日産自動車(株)入社 平成3年6月 同社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成12年7月 日産不動産(株)代表取締役社長 平成14年6月 日産車体(株)監査役 平成14年6月 カルソニックカンセイ(株)監査役 平成17年7月 中小企業・地域シェアドサービス(株)代表取締役社長 平成21年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成27年6月 山一電機(株)社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 山一電機(株)社外取締役	0株
8	あつ み ひろ お 渥 美 博 夫 (昭和23年4月18日生)	昭和52年4月 弁護士登録、田中・高橋事務所 入所 昭和57年1月 ニューヨーク州弁護士資格取得 平成2年2月 ブレークモア法律事務所入所 平成6年8月 渥美・白井法律事務所（現渥美 坂井法律事務所・外国法共同事 業）設立 現在に至る 平成24年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業代表弁護士	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	※ はし もと せい いち 橋 本 誠 一 (昭和29年5月6日生)	昭和53年4月 麒麟麦酒(株)入社 平成11年1月 同社マーケティング部商品開発 研究所長 平成18年3月 同社西日本流通本部長 平成20年3月 キリンヤクルトネクストステー ジ(株)代表取締役社長 平成21年3月 麒麟麦酒(株)執行役員企画部長 平成22年3月 同社取締役企画部長 平成23年3月 同社常務取締役企画部長 平成24年3月 キリンホールディングス(株)常務 取締役 平成25年3月 キリン(株)常務取締役CSV本部長 平成26年3月 同社常務取締役CSV本部長、 CMO 平成27年3月 キリンホールディングス(株)常務 執行役員兼キリン(株)取締役常務 執行役員CSV本部長、CMO	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 楠美憲章、渥美博夫、橋本誠一の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由
社外取締役候補者楠美憲章、橋本誠一の両氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
社外取締役候補者渥美博夫氏につきましては、法律に精通した弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社の経営に関与したことがありませんが（ただし、日本で有数の法律事務所である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の主要経営者として、同事務所の経営に長年関与しております。）、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
社外取締役候補者楠美憲章氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。
社外取締役候補者渥美博夫氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。

6. 当社は、社外取締役候補者楠美憲章及び渥美博夫の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者橋本誠一氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 社外取締役候補者楠美憲章及び渥美博夫の両氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、社外取締役候補者橋本誠一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
8. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。

第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」で構成されていますが、新たに、当社の取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中期経営計画における業績目標達成および中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成18年6月29日開催の第41回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額220百万円以内。ただし、執行役員兼務取締役の執行役員分の給与を含む。）および平成21年6月26日開催の第44回定時株主総会においてご承認いただきました株式報酬型ストックオプションのための報酬等の限度額（年額40百万円以内）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案通り承認可決されますと本制度の対象となる取締役は6名（執行役員は15名）となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり。）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。）
-------------------------	------------------------------------

②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記 (2) のとおり。)	・3事業年度を対象として、合計600百万円
当社株式の取得方法(下記 (2) のとおり。)および取締役等が取得する当社株式等の数の上限 (下記 (3) のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・当社株式は、当社(自己株式処分)または株式市場から取得予定 ・取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数の上限は、130,000ポイント ・取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の当社発行済株式総数(平成29年3月31日時点。自己株式控除後。)に対する割合は約0.45%
③業績達成条件の内容 (下記 (3) のとおり。)	・中期経営計画に掲げる各事業年度の連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益の目標を達成した場合を100%として、目標達成度に応じて0%から200%の範囲で変動
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 (下記 (4) のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> ・信託期間中の毎年6月下旬 ・取締役等は、本制度を通じて取得した当社株式を、退任後1年が経過するまでは継続保有する旨の契約を当社との間で締結

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度(当初は、平成30年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、本(2)第3段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。)を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計600百万円を上限とする金員を、当社の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託(以下「本信託」という。)を設定(本(2)第3段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。)します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社(自己株式処分)または株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント(下記(3)のとおり。)の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計600百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、600百万円の範囲内とします。

（3）取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度（初回は平成30年3月31日で終了する事業年度。）における中期経営計画に掲げる業績目標に対する達成度および役位に応じて、以下の算定方法にしたがって、取締役等に一定のポイントが付与されます※1。取締役等には、付与されたポイントに応じて当社株式等の交付等が行われます。

※1 付与ポイント＝役位別基本ポイント×業績連動係数※2

※2 業績連動係数は、中期経営計画に掲げる各事業年度の連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益の目標を達成した場合を100%として、目標達成度に応じて0%から200%の範囲で変動します。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

当社の取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数は130,000ポイントを上限とします。そのため、対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかる年間付与ポイントの上限に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数（390,000株※3）が上限となります。

※3 上記第2段落の調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、信託期間中の毎年6月下旬に、上記(3)に基づき算出されるポイントに応じた当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、当該ポイントの50%に相当する数の当社株式(単元未満株式は切り捨て)について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、取締役等は、本制度を通じて取得した当社株式を、退任後1年が経過するまでは継続保有する旨の契約を当社との間で締結するものとします。

なお、ポイントの付与後、当該ポイントに応じた当社株式等の交付等が行われる前に取締役等が死亡した場合、当該ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。また、ポイントの付与後、当該ポイントに応じた当社株式等の交付等が行われる前に取締役等が海外赴任により国内非居住者となった場合、当該ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、当該取締役等が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、取締役等に対して給付されることとなります。

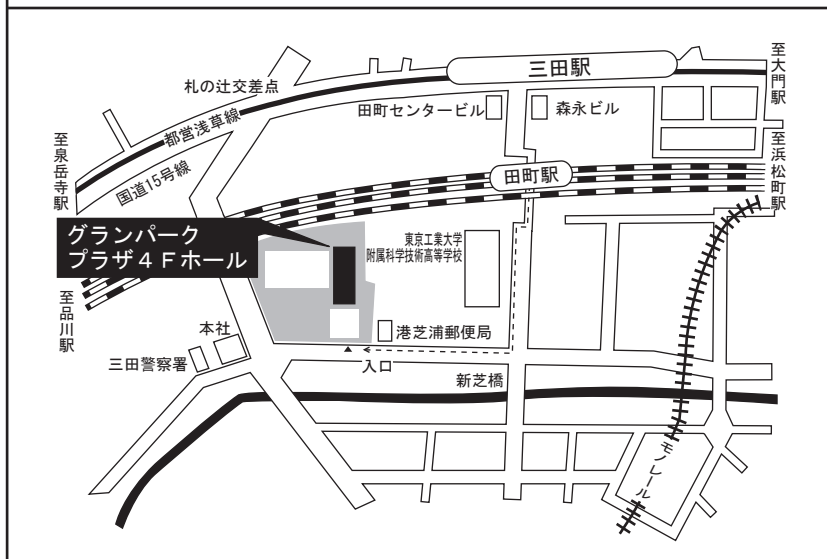
(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、平成29年5月19日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

株主総会会場ご案内図



場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号
グランパーク プラザ4Fホール
☎03 (5441) 2100

交 通 (JR)
田町駅芝浦口から徒歩5分
(地下鉄)
都営浅草線・三田線三田駅A4出口から徒歩7分